

生活協同組合コープながの学校職域運営協議会

# 「教職員グループ保険」のご案内

「教職員グループ保険」とは、長野県(県費)の教職員であり、コープながの(学校職域運営協議会)に所属の組合員のための **福利厚生制度** です

生活協同組合コープながの  
学校職域センターとは

長野県下、小・中・特別支援学校教職員様の福利厚生の充実を図るために、1954年に設立された長野県学校生活協同組合(現在1992年合併してコープながの)で取り扱っていた各種サービス、ガソリン、団体保険(グループ保険)等の窓口業務を引き継いで行っている部署となります。

事業内容...

書籍・CD・DVD・食品  
などの商品提供

全国共通ガソリン  
カードの取り扱い

県内各地域の  
協力店利用

福利厚生事業

等

申込締切日:

**5月20日(月)**

※5月27日(月)  
生活協同組合コープながの  
学校職域センター必着

## 1. 制度の必要性

医療費

病気やケガで入院した場合、医療費のご負担を軽減します

給料明細

長期掛金  
短期掛金



※自己負担が1カ月で上限を超えた場合には、その超えた金額を支給する高額療養費制度があります。

**自己負担限度額 月額 2.5万円**

※70歳以上75歳未満の者(高齢受給者)については、10分の8(一定以上所得者10分の7)、義務教育就学前の子については、10分の8となります。

自己負担...初再診料、投薬注射料、  
入院料、手術料 など

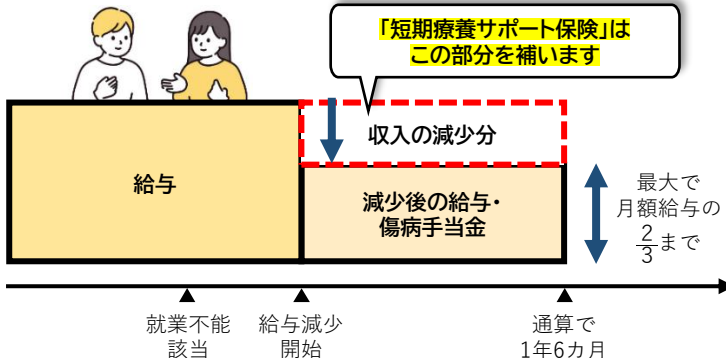
「医療サポート保険」は  
この部分を補います

- ①上図の仕組みから、組合員の自己負担限度額は月額 **2.5万円**です。
- ②先進医療に係る治療費は、公的医療保険の対象外(自己負担)となるため、この部分の備えが必要です。

就業不能

病気やケガで働けなくなった場合、生活費の不足分をご準備できます

「短期療養サポート保険」は  
この部分を補います



(参考)無給となった場合の月収に対する差額目安

年齢区分	標準報酬月額	傷病手当金 月額目安	差額
22~29歳	約 35.2万円	約 23.5万円	約 11.7万円
30~39歳	約 41.5万円	約 27.7万円	約 13.8万円
40~49歳	約 48.0万円	約 32.0万円	約 16.0万円
50~59歳	約 52.5万円	約 35.0万円	約 17.5万円

※上表は傷病手当金を受給する場合の概算数値の例です。 ※差額は標準報酬月額と「傷病手当金月額目安」の差額を表示しております。  
 ※「傷病手当金月額目安」は標準報酬月額の平均額の22分の1の額の3分の2の額を1日の金額として計算しています。  
 ※総務省「令和4年度地方公務員給与の実態」による当社試算の世代別の一般モデル額を表示  
 (実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります)

## 2. 初任者向けパック (推奨)

※①医療サポート保険・②短期療養サポート保険へのご加入は、③グループ保険(生命保険部分)へのご加入が条件です。

### ① 医療サポート保険 2.5万円 コース

入院した場合

入院給付金

- ▶ 1日以上入院で1回目**2.5万円**
- ▶ 31日目以上で2回目**2.5万円**、以降入院30日ごとに1回

先進医療給付金

- ▶ 先進医療による治療を受けたとき(入院を伴わない場合も対象)
- ▶ 先進医療の技術に係る費用と同額(通算**2,000万円まで**)

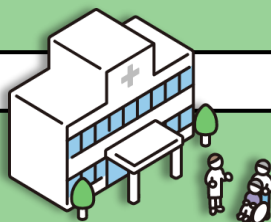
入院を伴わない場合

外来手術給付金

- ▶ 診療報酬点数合計2,000点以上
- ▶ 手術1回につき**2.5万円**

外来放射線治療給付金

- ▶ 放射線治療1回につき**2.5万円**



### ② 短期療養サポート保険 5万円 コース

- ▶ 就業不能状態が不支給期間(20日)を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。
- ▶ 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の**精神疾患による就業不能状態**もお支払いします。

就業不能給付金  
または  
特定精神障害給付金

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金  
不支給期間 20日・基準給付金月額5万円  
事例: 4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰



### ③ グループ保険(生命保険部分) Q コース

<万一(死亡・高度障害)の場合の給付イメージ>

【死亡・高度障害保険金】

一時金受取の場合

または

年金形式にて受取の場合

年金原資  
200万円

平均年金月額  
約3.3万円

×

受取期間  
5年

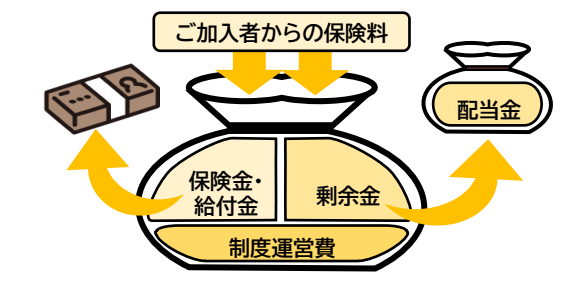


※それぞれの保障内容・保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

### 3. 制度のしくみ



**昨年の配当率**  
 (2022年9月1日～2023年8月31日)  
 グループ保険(生命保険部分)  
**約64.5%**



＼みんなでお互いを支えあう、助け合いの制度です！

※グループ保険(生命保険部分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。  
 ※配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。  
 ※グループ保険(普通傷害部分)(生活保障部分)の損害保険部分と医療サポート保険については配当金はありません。

### 4. 合計保険料 ※①医療サポート保険、②短期療養サポート保険へのご加入は、③グループ保険(生命保険部分)へのご加入が条件です。

(単位:円)

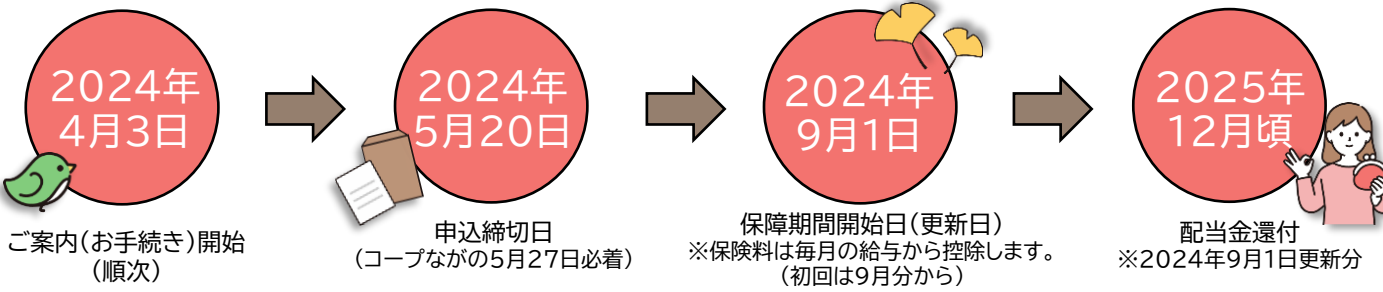
	保険年齢	①医療サポート保険 (2.5万円コース)	②短期療養サポート保険 (5万円コース)	③グループ保険 (Qコース)	①②③ 合計保険料	(参考)
						昨年度の配当を 加味した合計保険料
男性	21～24歳	283	525	250	1,058	897
	25歳	283	520	250	1,053	892
	26～29歳	290	520	250	1,060	899
	30歳	290	585	250	1,125	964
	31～34歳	308	585	250	1,143	982
	35歳	308	640	250	1,198	1,037
	36～39歳	368	640	302	1,310	1,116
	40歳	368	680	302	1,350	1,156
	41～44歳	440	680	388	1,508	1,258
45歳	440	810	388	1,638	1,388	

(単位:円)

	保険年齢	①医療サポート保険 (2.5万円コース)	②短期療養サポート保険 (5万円コース)	③グループ保険 (Qコース)	①②③ 合計保険料	(参考)
						昨年度の配当を 加味した合計保険料
女性	21～24歳	363	540	182	1,085	968
	25歳	363	650	182	1,195	1,078
	26～29歳	483	650	182	1,315	1,198
	30歳	483	740	182	1,405	1,288
	31～34歳	538	740	182	1,460	1,343
	35歳	538	755	182	1,475	1,358
	36～39歳	528	755	264	1,547	1,377
	40歳	528	850	264	1,642	1,472
	41～44歳	515	850	310	1,675	1,476
45歳	515	1,010	310	1,835	1,636	

※それぞれの保障内容・保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

### 5. 今後の流れ



**【注】「教職員グループ保険」のお申込みにあたり、コープながの(学校職域運営協議会)に未加入の教職員様は、同時にコープながの(学校職域運営協議会)の組合員登録手続きが必要です。**

※組合員登録には、登録時のみ出資金とし1,000円お預かりします。(脱退される際は返金させていただきます。)  
 ※後日改めて学校最寄りのコープデリ配送センターの専任担当よりお電話のうえ、ご案内させていただく場合がございます。

# 6. 注意事項

## 【医療サポート保険】

- ※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
- ※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。
- なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
- ※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。
- なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
- ※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
- ※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

## 【短期療養サポート保険】

- ※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。
- ※第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
- ただし、2回目以降は直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が続いていた場合にお支払いの対象となります。
- ※就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。
- 特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。
- ※就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

## 【グループ保険】

※グループ保険(生命保険部分)に記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性があります。

## 【保険料】

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳 = 2024年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※グループ保険(生命保険部分)と医療サポート保険および短期療養サポート保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合等が異なります。
- ※グループ保険(生命保険部分)・短期療養サポート保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率は今後変動することがありますので、記載の配当金額(配当率)は、将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ※医療サポート保険については配当金はありません。
- ※初任者向けバック(推奨)はグループ保険と医療サポート保険および短期療養サポート保険をセットしたものです。
- ※医療サポート保険および短期療養サポート保険へのご加入はグループ保険(生命保険部分)へのご加入が条件です。
- ※記載の保険料については概算です。
- ※保険料は毎月の給与から控除します。(初回は9月より)



# 7. 申込書記入方法(例) 初任者向けバック(推奨)の場合 ①～⑦ご記入・押印をお願いします。

生活協同組合コープながの学校職域運営協議会 部中

### 教職員グループ保険 加入申込書 兼 告知書

グループ保険(団体定期保険) グループ保険普通傷害部分(普通傷害保険) グループ保険生活保障部分(普通傷害保険(青年アクティブ型))  
 医療保障保険(基本プラン) [医療保障保険(団体型)] [医療保障保険(αプラン)] [医療保険] 医療サポート保険 [無給当団体医療保険]  
 短期療養サポート保険 [団体総合就業不能保障保険]

申込締切日 2024年5月20日 効力発効日(加入・増額日) 2024年9月1日

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合 ※お申込内容に変更が無い場合は、昨年と同内容で自動継続となりますので、申込書の提出は不要です。

① 申込日(告知日) 2024年4月22日

② 被保険者氏名 ナガノ ハナコ 性別 女 生年月日 13年1月1日

③ グループ保険 現在加入 申し込みたい 月額 500円 / 400円 / 300円 / 200円

④ 医療サポート保険 50,000円 / 25,000円

⑤ 短期療養サポート保険 100,000円 / 50,000円

⑥ 長野

⑦ 氏名 ナガノ タロウ

提出用

⑦ 団体名 生活協同組合コープながの学校職域運営協議会  
 延年事業所番号 21050562  
 勤務所番号  
 勤務所名 ○○学校  
 被保険者番号 30012345 ※職員番号

※申込時には、パンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。また、新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

## 【お問合せ先】

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部  
 TEL:03-5289-7590 (月～金 平日9:00～17:00)

生活協同組合コープながの 学校職域センター  
 TEL:026-261-1212  
 フリーダイヤル:0120-474-784(月～金 平日9:00～17:45)